

公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団

第1回理事会議事録

- 1 日 時 平成26年6月5日(木) 午後1時～午後2時
- 2 場 所 名古屋ガーデンパレス4階 会議室(名古屋市中区錦3-11-13)
- 3 理事現在数及び充足数
現在数11名、定足数6名
- 4 出席者 10名
(本人出席) 伊藤 聡、齋藤 善郎、伊藤 園子、水田 泰賢、松岡 明範、中村 礼子
鈴木 孝昌、新美 理、磯野 おお、金仙 直宏
(欠 席) 伊藤 靖祐
(監事出席者) 河本 力、安井 信久
- 5 その他の出席者
(事務局員) 村松 孝太郎、長屋 加代子
- 6 議 案
 - (1) 第1号議案 平成25年度 財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事業報告書及び収支計算書について
 - (2) 第2号議案 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団 運営規則の改正について
 - (3) 第3号議案 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団 資産運用規程の改正について
 - (4) 第4号議案 評議員会の開催及び議題について
 - (5) その他
- 7 議事の進行等
 - (1) 議事の進行
定款第39条の規定により、理事長伊藤 聡が議長となり議事を進行した。
 - (2) 定足数の確認
理事現在数11名中10名の出席があり、定款第40条の規程により、理事会は有効に成立していることを確認した。(理事現在数11名のうち定足数6名、午後1時現在出席者10名、欠席者1名
合計11名)
 - (3) 議事録署名人
財団定款第41条2項の規程に基づき、出席した理事及び監事全員の議事録への記名押印とした。
- 8 議事の経過の概要及び議案別議決の決議
 - (1) 第1号議案 平成25年度 財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事業報告書及び収支計算書について
議長の指示により事務局長が平成25年度財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事業報告書について資料に基づき説明した。続いて、収支予計算書について資料に基づき説明した。
(理事長)
財務状況が一番よくわかるのは、退職金要支給額に対する支払資金の割合という表です。平成13年度から毎年をあらわしています。平成24年度末に92億5千4百万円の退職金要支給額に対して正味の財産が63億円であったのが、本年度93億1千万円の期末の退職金支払の負債に対して65億6千万円の資産を持っているということです。今年度は全員が一度に辞めた場合の支払う退職金に対する資産の割合が7割を超えました。平成13年以来順調に回復してきています。

今年度購入した債券と売却及び償還した債券の明細を記載してあります。10年国債の金利が非常に低下しています。なるべく1%の利回りは維持したいと思っておりますがなかなか難しい状況です。海外のA格ダブルA格といわれる優良な銀行の円建て外債を買うような形、又、日本国債の10年ものでは利がでないので少し長いもの20年国債の残存15年位の債券を購入しています。

米国債、フランスの国債をヘッジをかけて1.8%ぐらいの金利がでるものがあるのでそれを購入しています。その次の資料は、現在持っている運用財産の明細です。償還期日順に債券が並んでいます。ご覧になってお分かりになるように一番多いのは国債です。また、ご覧いただければと思っております。

議長は、監査結果の報告を河本監事をお願いした。

(河本監事)

平成26年5月12日に安井監事と理事長、事務局同席のもと監査を行った結果、適正であったことを報告します。

(理事長)

公益財団法人になりますと、会計監査人の監査報告が必要になります。今回は平成25年度の決算ですので、必要はありませんでしたが、会計監査人方にも同席して頂きました。

議長は出席理事に意見、質問を求めた。

(新美理事)

事業報告の加入園数ですが、幼稚園連盟に加入していて財団に加入していない園があるのですか。

(理事長)

2園あります。

(水田理事)

入会6件の報告はありましたか。

(理事長)

幼稚園が1園、保育所が5園です。

(水田理事)

先ほど関係団体が一つ増えたと聞きましたが、特例加入であれば理事会の承認が必要になってきますが、いかがですか。それと付随してまいりますと運営規則第12条で納付金の額は1幼稚園ごとにと限定しています。これも文言として定款第7条をみると特定した記載はしてありません。幼稚園というと保育所との意味合いが違うので逆に定款第7条のような記載で、設置者及び幼稚園関係団体は一施設ごとなど文言の訂正が必要ではないかと思えます。

(理事長)

運営上の了解事項にはありませんね。この部分については、変更をかけるということで、検討をして対策をたてます。

(水田理事)

監査報告書ですが、定款第30条によると監事は理事の職務の執行を監査とあります。

(理事長)

これは、新しい定款でかわっています。もう一つ、名古屋市幼稚園協会の加入については従来どおりの扱いをしなくてはいけないと思われれますので、確認を取ります。

(水田理事)

入会金をもらわなくてもいい規程があるので、理事会にて承認をすればよいと思えます。

(理事長)

今のところは分けてない状態で暫く進むということで、協会より免除願いが提出された状態で審議するというのでよろしいでしょうか。

その他特に発言はなく、議長が第1号議案について賛否を求めたところ、出席理事全員の挙手により原案のとおり承認された。

(2) 第2号議案 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団 運営規則の改正について

議長の指示により事務局長から資料に基づき説明があった。

議長は出席理事に意見、質問を求めた。

特になかったので、議長は第2号議案について賛否を求めたところ、出席理事全員の挙手により原案のとおり承認された。

(3) 第3号議案 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団資産運用規定の改正について

(理事長)

第5条の金融商品はそのように変わりますが、(4)としてその他理事会において承認を得たものと入れましたのは、新しい金融商品がいろいろ出てくる状態になっていますので、運営規定にそわないものがでてくる可能性があります。やはりその時には理事会の承認を得て商品を購入したいと考えてこの項目を追加しました。第11条の方は、損失時の投資格付を明らかにしたばかりではなくて、購入時の投資適格基準は二箇所以上からA格以上が条件になっていますが、A格以上のところがBBBになった時には直ちに資産運用委員会を開催し評議員会、理事会の承認を得なくてはならないになると、BBBは投資不適格ではなくてBBB以下が投資不適格で、投資適格の一番最低ラインがBBBになります。BBBを下回った時に、初めて資産運用委員会を開催し、その対応策について評議員会、理事会を開催するにしないと評議員会、理事会を開催する回数が増える可能性があるのでこのように改正したいと考えております。

(新美理事)

第5条の原文の現先売買運用もアンダーラインが必要ですね。

(理事長)

現先は入っていますね。訂正をお願いします

議長は第3号議案について承認を諮った。

出席理事全員による挙手で原案のとおり承認された。

(4) 第4号議案 評議員会の開催及び議題について

議長の指示により事務局長から、評議員会を下記の要領で開催する旨、定款に基づき本理事会にて決議したい旨の議案説明があった。

日時 平成26年6月26日(木) 15時開始

場所 名古屋ガーデンパレス5階 竹の間

議案 ・平成25年度財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事業報告書及び収支計算書について
・公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団運営規則の改正について
・公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団資産運用規定の改正について
・その他

審議の結果、原案のとおり出席理事全員の挙手により承認された。

(5) 第5号議案 その他

特になし

9 その他

その他財団運営について意見、要望等がありましたらお話頂きたいと思います。

(水田理事)

1年未満の退職者の取扱いについて少し検討して欲しいと思います。

1年未満の退職者が出た場合は法人に拠出した額を返却するとか何か考えてください。

(磯野理事)

最初の負担金の徴収を遅くしてほしい。

(水田理事)

世の中の流れのなかで少しは返還して欲しい。

(理事長)

たとえば、1年未満の退職金を支払うというのは可能だと思いますが、各学園に返還するとなると難しいと思います。解雇の扱いと併用して作成することは出来るかわかりません。

(鈴木理事)

水田先生のように疑問を持っている園は少ないと思います。

(河本理事)

先日監査会の時に話し出しましたみなし退職の財団で預っている資金に関しての話ですが、皆様方で一度お話して頂きたいと思います。

(理事長)

みなし退職で財団でお願いしている退職金があります。この分について利息も払わずに財団で預っていることがいいのかどうかということになりました。各幼稚園に対して現在お預りしている金額をお知らせし、毎年そのまま財団で預るのか学園に支払うのかの確認をとるという方法でいいのでしょうか。

(安井監事)

財団を70歳になった段階で本来園に退職金をお渡しするという立て付けのように見えますが、現実には財団でそのまま預り保管している。実際に退職される70歳を過ぎた後の時点で、70歳時点の退職金を利息を付けずにお渡しするという取扱いになっている。それが実務上わかれているようなのでどうゆう扱いをするのかというのが先日の議論でした。どうゆう方向が望ましいのか。

(水田理事)

財団は、本人に支払うことが原則ですね。

(理事長)

現在みなし退職については、財団で預るか、学園に支払うか、選択していただく方法をとっています。

ただ、実際に退職したときは財団にご報告いただくことになっています。

(河本監事)

園の方で預れば、園に利息がはいるが財団に預れば利息は無いということですね。

(理事長)

全国的にみなし退職で定年を設けたほうがいだろうという流れになり、何歳でみなし退職とするかという議論になりました。60歳、65歳をみなし退職にしている県もあります。愛知県はその当時60歳、65歳の定年では少し早いのではないかとということで、70歳をみなし退職としました。さらに、資金繰りがよくない時期で保有比率が下がってしまうのでそれもまずいだろうということで70歳にしました。当時議論し財団預り、学園預りという選択方法をとりました。全部学園に支払ってしまうと一度に資金が出てしまい、財団が

一気に保有比率が下がってしまう状況になることと、預ったことにより発生する利息の分も財団の再建に使用したいという思いもありました。現在は、保有比率も良くなってきたのと、預っている金額も少なくなってきましたので、全額各学園にお渡ししてもいいかなと考えています。

この件に関しては、継続審議とします。

以上をもって議案の審議等を終了したので、午後2時、議長が本会議の閉会を宣言した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した理事長、理事及び監事は記名押印する。

平成26年 6月 5日

理事長	伊藤 聡	印
理事	齋藤 善郎	印
理事	伊藤 園子	印
理事	水田 泰賢	印
理事	松岡 明範	印
理事	中村 礼子	印
理事	鈴木 孝昌	印
理事	新美 理	印
理事	磯野 おわ	印
理事	金仙 直宏	印
監事	河本 力	印
監事	安井 信久	印